

確定拠出年金法等の改正にかかる 法案の提出

対象	DB	厚年基金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準

ポイント

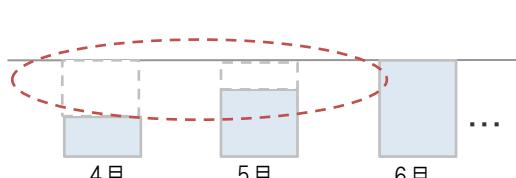
- 4月3日、標記の法案※が国会に提出されました。
- 当該法案は今国会（第189回通常国会）で審議される予定です。
- 法案のポイントは以下のとおりです
 1. DC掛金の拠出限度額規制を年単位化
 2. 個人型DCの適用範囲拡大
 3. ポータビリティの拡充
 4. DCの運用の改善

※ 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案

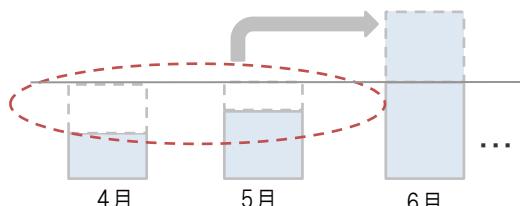
DC掛金の拠出限度額規制を年単位化

- ✓ 拠出限度額を「月単位」から「年単位」へ変更
- ✓ 掛金の拠出時期は「毎月拠出」から「年1回以上、定期的に拠出」へ変更
(施行日:平成29年1月1日)

〈現行〉各月で拠出限度額の使い残しが発生



〈見直し案〉使い残し分を賞与時にまとめて拠出
することが可能



中小企業向けの取組

- ✓ 中小企業(従業員100人以下)を対象に、以下の制度を創設

項目	内容	施行日
『簡易型DC制度』の創設	設立手続き等を大幅に緩和※した制度	公布の日から2年以内で政令で定める日
個人型DCへの『小規模事業主掛金納付制度』の創設	個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする制度	

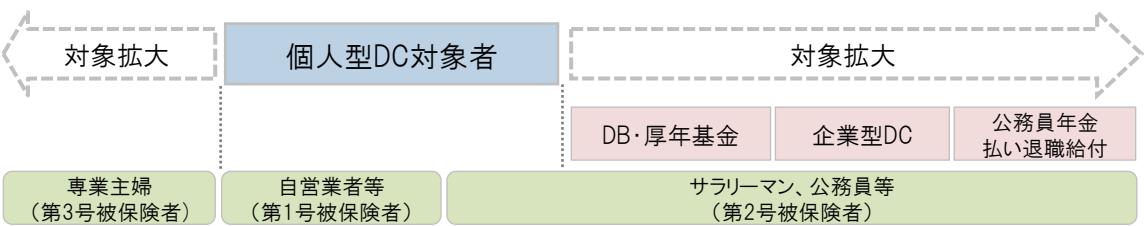
※ 運営管理機関委託契約書、資産管理契約書等の添付を省略

個人型DCの適用範囲拡大

- ✓ 第3号被保険者や企業年金加入者※、公務員等共済加入者も加入可能とする

※ 企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る

(施行日:平成29年1月1日)



ポータビリティの拡充

- ①DCからDB等、制度間の年金資産の持ち運び(ポータビリティ)を拡充

(施行日:公布の日から2年以内で政令で定める日)

移換先の制度				
移換前に加入していた制度	DB	企業型DC	個人型DC	中退共
DB	○※1	○	○	×⇒○※2
企業型DC	×⇒○※1	○	○	×⇒○※2
個人型DC	×⇒○※1	○		×
中退共	○※2※3	×⇒○※2	×	○

※1 移換先DBにその旨の規約手当が条件

※3 中小企業でなくなった場合は現行でも可能

※2 合併等の場合に限る

- ②DB間でのポータビリティを拡充

- ✓ 加入者の同意を得た場合には、厚生労働大臣の承認・認可を受けずに個人単位の権利義務の移転・承継を可能とする

(施行日:平成27年10月1日)

- ✓ 脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件を緩和(加入者期間(20年未満)を削除)

(施行日:公布の日から2年以内で政令に定める日)

企業型DCの運用の改善

- ✓ 運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う
- ✓ あらかじめ定められた指定運用方法(デフォルト商品)に関する規定の整備およびデフォルト商品として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる

項目	内容	施行日
継続投資教育の努力義務化	制度導入時の投資教育と同様に継続投資教育を努力義務化	
商品提供数の上限を設定	商品は政令で定める数以下とする (注)施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品については、制限対象外(5年間の経過措置)	
運用商品除外規定の緩和	運用商品を除外する際は、当該商品を選択して運用の指図を行っている加入者等の3分の2以上の同意を得ること※1 (注)施行日前に納付した掛金の運用方法として提示された商品の除外については、従前どおり、全員の同意取得要	
運用商品の選定基準の変更	リスク・リターン特性の異なる3本以上の運用商品を提供すること (注)簡易型DCの場合は2本以上	
デフォルト商品規定の法令化	デフォルト商品の設定は任意(設定した場合は、以下の対応が必要) ・加入時に内容(利益の見込み・損失可能性等)を周知 ・加入者が選択を行わない場合※2、デフォルト商品を選択したとみなす旨を通知(選択を行わないまま一定期間経過した場合※3は、自動的にデフォルト商品を購入)	公布の日から2年以内で政令で定める日
デフォルト商品の基準の明確化	長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るものとして省令で定める基準に適合するものでなければならない	
運営管理機関の委託にかかる事業主の努力義務	少なくとも5年ごとに運営管理業務の実施に関する評価、委託についての検討を行い、必要に応じて変更等を行うことを努力義務化	

※1 除外する旨の通知から3週間以上で規約で定める期間を経過してもなお同意/不同意の意思表示がない場合は同意したものとみなすことができる

※2 最初の掛金納付日から起算して3ヶ月以上で規約で定める期間(特定期間)を経過しても運用指図がない場合

※3 特定期間を経過した日から2週間以上で規約で定める期間(猶予期間)を経過しても運用指図がない場合



その他

- ✓ 企業年金の手続き簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる

項目	内容	施行日
DBの実施事業所の減少にかかる手続きの見直し	<p>以下に該当する場合は承認・認可を受けて事業所を減少させることができる(減少させる事業所の同意等は不要)</p> <ul style="list-style-type: none">・減少させようとする事業所がDBを継続することが困難であると認められる場合・基金型の場合はその事業所を減少させた後も加入者数300人以上となる場合・事業所の減少に伴い他の事業所の掛金が増加することとなる場合は、規約に減少事業所が掛け金一括拠出する旨を定めている場合	平成27年10月1日
DBからDCへの資産移換における同意要件の緩和	移換元のDB掛金が増加しない場合、加入者の全てが資産移換しない実施事業所については、同意を不要とする	
企業年金連合会への投資教育の委託	資産運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置に係る業務を企業年金連合会へ委託することができる	
国民年金基金連合会の業務の追加	個人型DCについての啓発活動および広報活動を行うことができるものとする	平成29年1月1日
国民年金基金の合併・分割	代議員の3分の2以上の議決を経て、合併または分割を行うことができるものとする	

以上